

CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 138

2003年4.5月号

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03 3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

行革国民会議ニュース

有事立法を「市民有事」にさせないために

東海大学教授 安藤 博

一気呵成の立法化

イラク戦争に目を奪われている間に、日本の政界は意外なほどの“健在”ぶりを発揮した。終戦宣言(2003・5・1)でわれに返ったとたんに、先ずは「個人情報保護」、次いで「有事」の法案が水面下から浮上し、あっという間に成立に向かっている。有事法制は、自民・民主両党との共同修正を経て衆議院議員の9割賛成という翼賛体制的通過(5・15)である。この法制をタブーとしてきた「三矢研究」事件(1965・2月)以来40年近くの歴史が、雲散霧消したかのようである。

立法化が必至となってきた2002年の初め、筆者はこれを、われわれ市民にとっての一大事(「有事」と捉え、「どのような法案が国会に提出されるか、それがどのように審議されるかを、しっかり見ていくべき」(本誌、2002年2月号)であると力説した。にもかかわらず、国会提出(2002・4・16)から継続審議(同7・31)となつていったん水面下にもぐつて以降、立法ウォッチが行き届いていなかったことは否めない。与党3党の修正案提出と再度の継続審議(同12月)に至った経緯は、「イラク情勢」にかき消され、結果的には小泉首相の言う「備えあれば憂い無し」の立法工作が、われわれの備えを上回っていたといわざるを得まい。

難行していた法案が一気に成立に向かったのは、有事に際しても基本的人権を侵さないことなどを条文に盛り込むという民主党の修正要求

を、自民党が呑んだからである。筆者は、本誌で同じことを立法の要件として主張した(2002年3、4月号「有事立法：人権擁護規定、具体的に」)。それが一応容れられているのだが、手放しでこの立法を喜ぶわけにはいかない。かつて「基本的人権不可侵」を法案に盛り込むことに反対していた政府・自民党の、手のひらを返すような態度変更を、立法の背景と合わせて考えると、少なからず不安を覚える。「有事」を法制化してきたこの流れが、われわれ市民にとっての「有事」につながることを、改めて懸念せざるを得ないのである。

「北の脅威」が誘因に

「一気呵成」といっても、抜き打ち、闇討ちのタブー破りが図られたわけではない。福田政権下に「研究」を開始(1977年7月)した当時は、まだ「立法化を前提にしない」ことになっていた。しかし、冷戦終結後の1990年代末期にかけて、自民党政権は立法化への意図を鮮明にしていく。そして小泉首相は、就任後初の所信表明演説(2001・5・7)で「有事法制について、(中略)検討を進めて」いく方針を明らかにしている。

立法化が決定的になったのは、2001・9・11の対米大規模テロ以来「必至」とされていた米国の対イラク攻撃が現実のものになったこと、そしてイラク戦争の渦中に、北朝鮮が露骨に核兵器開発の姿勢を示したことである。ことに「北の脅威」は、立法化への強い誘因に

なっている。「北」を押さえることができるのは、同じ「ならず者」のイラクをたたき伏せた米国の実力以外にはない。有事立法は、その米国との連帯の証しなのである。つまり「周辺事態」に備える立法が一応終わっているのに、肝心の国内の体制整備ができていないのでは、いざというとき米軍の協力を得ることなど期待できまい というわけである。

縮みのなかの背伸び

それにしても、「有事」、つまりは戦争を起こさないことを国是として来た日本で「備えあれば憂いなし」と称して戦争に備える立法が、国会の圧倒的多数の支持を得るに至ったのには、それなりの国内事情があるだろう。特に、冷戦が終って遠のいたはずの「有事」への危機感が、逆に強まったかのように、あっけないほど簡単に戦争対処の立法が進んだのは何故か。ひとつ考えられるのは、「経済大国」失墜から生じた挫折感への反動であろう。かつて誇っていた経済面の優位を失った結果、「国際社会への貢献」や「国のかたち」への執着が強まっている。「北の脅威」は、むしろ立法に弾みをつけるため、ことさらに強調されている観もある。

バブル崩壊以降、「失われた10年」を経て、もう15年近く経済の低迷が続いている。この間、政策の失敗、構造改革の遅れなどが、長期低迷の原因として指摘されてきた。しかし、ことはもっと単純で、また決定的であろう。日本民族が子どもを余りつくらなくなってきたことによる少子化が年々進み、早ければ再来年から人口が減り始める。今世紀半ばには、9200万人程度にまで減って行く。個人消費の頭打ち・先細りは必至である。他方で、低賃金活用のための「ユニクロ」型海外投資も進む。日本経済の成長を牽引する国内投資は、どうあがいても伸びようがない。

イラク戦争の前後、しきりに言われたのは「湾岸戦争の二の舞をするな」だった。増税までして130億ドルものカネを出しながら、現地に自衛隊などが出かけて汗をかき血を流さなかったで、「なにもしなかった」と国際社会の顰蹙を買った。イラクに侵略されたクウェート

が戦後米国紙に感謝広告を出した際、日本の国名はなかった。今度こそ、、、というのであった。なにかに追いたてられるように、インド洋へのイージス艦派遣などを進める。イラク戦後は、いよいよ自衛隊をイラクに出すため「イラク復興支援新法」をつくろうとする。有事立法もこうした流れの一環と言えそうだ。日本国内の「有事」に備えるというのだが、かつて想定されたソ連軍の北海道上陸 本州南下といった事態は、誰も考えていない。もっぱら、「周辺事態」における米軍の作戦に共同歩調をとるための立法であるようだ。縮んでいくなかでの背伸びを、主として米国に擦り寄るかたちで進めているといわざるを得まい。

「人権」で済むなら、、、

「一気呵成」の衆議院通過に至る過程で、特に気になるのはこの立法を巡って分裂の危機をかかえた民主党の党内事情と、これに乗じた自民党の党略がいかにも露骨に出ていることである。自民党側を代表する久間章生・元防衛庁長官と修正協議を進めた伊藤誠司・民主党シャドウキャビネット安全保障担当相は「次の政権を狙う民主党のあるべき姿」（『朝日新聞』、2003・5・15）を示したことを強調する。「野党は覚悟を持たないと政権を取りに行く政党とみなされない」ともいう（同）。自民・民主共同修正案の衆議院通過後の世論調査では、民主党支持率が6%から9%へと上がっている。「責任野党」としての評価を、確かに得たのかもかもしれない。

一方の久間氏は、「イラク戦争、北朝鮮の問題」（同）を、有事立法への追い風として指摘するとともに、9割もの支持を得ての衆議院通過を「ある意味では危ない。（中略）翼賛になってしまったら、、、」とも述べている（同）。民主党の党内事情につけ込み、「日本国憲法の（中略）基本的人権に関する規定は、最大限に尊重」と書きこむくらいですむなら、おやすいもんだとばかりに修正に応じたものの、むしろ出来過ぎを懸念するぐらいの結果となったというわけであろう。

当然のこととはいえ、この修正自体は妥当な

ことである。「気になる」というのは、一片の条文が、いざというときにどれほどの意味を持つかである。特に、「有事」は独断専行の勢いさかんな米軍の作戦に引きずられるかたちで現実化する恐れが大きい。そうした状況下で、国家権力、というより「国家」の衣をまとった官憲が、自らとその家族の利益を図って、われわれ市民の人権、私有権を侵すことになりかねない。こうした事態から、いかにして個々の人間の安全を保障するか。月並みだが、「有事」を起こさないための外交努力を、政権担当者に強く働きかけていく以外にはあるまい。

「法律もへったくれも、、、」

石原慎太郎氏は、市民を「無責任者」であるかのように嘲ることなどで知られる“反市民派”の代表格だが、市民が国家権力に人権を奪われる恐れのある「有事の真相」については、

極めて市民に役に立つ警句を発してくれている。「いざ、突発的に大きな侵犯がおこったら法律もへったくれもないんじゃないですか、これはやっぱり、超法規的に対応しなかったら間に合いませんよ」（『朝日新聞』第2東京面、2003・5・20）というのである。「しかし、いつも超法規的条件を想定して法律をないがしろにするつもりはない」との“但し書き”付きの発言ではあるが、首相の座への目論見を放棄したと思えるほどの真相暴露である。

もっとも、「法律もへったくれ、、、」的姿勢が、これも市民である東京都民の圧倒的支持を得ていることも確かである。この姿勢が首相への道にも通ずる市民の支持につながらないとは言いきれまい。つまり、市民自体に、「有事」を巡って深い断層が生じていることも、十分知っておかねばなるまい。

経済同友会 憲法問題調査会との懇談会報告

市民立法機構事務局 広瀬 稔也

2003年5月19日、日本工業倶楽部にて、須田春海市民運動全国センター代表世話人、江橋崇法政大学教授、安藤博東海大学教授など「市民立法機構」運営委員6名と経済同友会憲法問題調査会（以下、調査会）の高坂節三委員長（栗田工業顧問）との懇談会が開催された。これは、同調査会が4月に意見書「自立した個人、自立した国たるために」を発表したことを機に行われたものである。

そもそも同友会に、調査会が設置されたのは、世界のガバナンスは乱れに乱れ、国のガバナンスも同様にはっきりしていないという問題意識と、2000年に国会の両院に憲法調査会が設置されたことから、経済界としても積極的に憲法問題を議論しようと、2001年度から活動を開始した。活動を開始して半年で、9・11が発生して会員企業の社員が多数亡くなるという痛ましい事件に遭遇し、経済界としても安全保障が緊急

の課題となった。安全保障分野に関しては、防衛庁スタッフとも議論し、2002年4月に中間報告が出されている。

調査会としては、現在の新憲法では主権在民とされているが、この民が権力を行使したことはほとんどない点、また、制定から半世紀を経て、世界も日本も大きく変化してきた中で、憲法の各種規定と現実との乖離が大きくなりすぎているという現状認識がある。この乖離が大きくなって社会に無力感が広がるのではという懸念もあるとのことだ。

日本は国としても自立できていないが、個人もオカミ依存の風潮が強く残っているという思いから、意見書では、憲法改正によって「自立した個人」であり「自立した国」をめざすと謳われている。

意見書の具体的な論点としては、 憲法の顔、前文の見直し、 象徴天皇制の堅持、 外交・

安全保障に関する考え方、国民の権利・義務、公共の福祉再考、統治機構に関わる問題、憲法を活かしていくための方策の6点が挙げられている。

この意見書について一通り高坂委員長よりご説明いただいてから、意見交換が始まった。

まず市民立法機構側からは、日朝首脳会談以後の現状分析と、今回の有事立法に関連して、市民を守るための軍事オンブズマン制度などが提案された。

現状の憲法の中で、同友会の会員経営者の8割以上が最も不都合な条文だと感じているのは9条2項らしい。9条2項を削除し、集団安全保障を認め、その内容と役割を明記すべきというのが委員長の主張である。これは、現在の日米安保条約を改定しようということではなく、日米同時に攻撃を受けた場合、アメリカが日本を助けたくとも助けられない事態も考えられるのだから、それに対する備えが必要であるとの考えだ。

これに対し当方より出された、少なくとも政経分離で民間レベルの交流や経済活動を仲良く行っていくこと、特に中国と仲良くしていくことに関しては、双方が賛同した。ただ、アジア地域の国々が宗教や文化など多様性をもっているために、同じキリスト教文化に則ったヨーロッパの経済や政治の統合を、アジアで実現することが難しいことでも、共通の認識を得た。

また、当方からは、個人の自立がめざすべき方向である点には賛同するし、憲法をゼロから考えるべき時期に入ったと思うが、現行の憲法が自立した個人を阻んでいるとは言えないし、個人の自立と軍事・安保に関する議論の関連性が見えてこないという意見が出された。これに対し、高坂委員長からは、日本の若者へのアンケートで、攻められたときに国を守ると考える人間が2割なのに、国が自分の生活を守るべきだと考える人間が7割という極端な平和愛好主義を生み出したのが、憲法の規定ではないかという意見があった。

市民立法機構側からは、官僚支配を確固たる物とした、いわゆる40年体制が、自立した個人を阻んできたという意見が出された。経済界も

官僚の縦割り主義と省益優先主義に対して一番不満を持っており、有効に機能した時期があったのも確かだが、今の日本にとって、官僚制の打破こそが一番必要であるという点、この官僚の優越性を規制する条項が憲法に必要な点については、双方が強く同意した。この一つの方策として、法案提出権を立法府に限定するという考えも出された。そして、現状の官僚支配を生み出している原因の一つに政権交代が行われないことも指摘された。

当方からは、9条については、近隣諸国、特に中国や韓国への配慮が必要との意見が出された。これに対し、高坂委員長から、マラッカ海峡での海賊事件への対応もあり、中韓以外のアジア諸国は、有事法制を歓迎している。これまでのように憲法の解釈を拡げてきたことこそが、近隣諸国の不信感を拡げてきたという意見が出された。しかしながら、すでに不信感をもたれている以上は、憲法改正で明記したとしても、しばらくの間は、それすらもまた拡大解釈されるという近隣諸国の危惧はなくならないと思う。

また、当方からは、パリ不戦条約以後、太平洋戦争も今回のイラク戦争も、法理的には自衛戦争として始まっていることを考えると、個別であろうと集団であろうと自衛権とは何かという点について疑問がなげかけられた。国連主義でいくのか、日米中心主義でいくのかの結論は出ていないが、国連なくしては、日米中口の枠組みが構築できない。極端なアメリカ依存を見直し、日米安保を軸とした北東アジア地域の平和創造プログラムづくりと憲法をリンクさせていくことが必要であるという点、そして憲法改正については、アmendメント方式でできる部分から改正していくということでは、意見が一致した。

このように、憲法をめぐる、多岐にわたって意見交換を行ったが、経済界と市民団体で意見が一致する部分も多く、今後も継続的な意見交換や協力できる部分は協力していくことになった。

なお、同友会の意見書はこちらで見ることができます

<http://www.doyukai.or.jp/database/teigen/030421.pdf>

先行き怪しい地方財政三位一体の改革

事務局長 並河 信乃

地方財政の三位一体改革をめぐって、目下、財務省と総務省の間で激しいつばぜり合いが行われている。これは6月末に経済財政諮問会議が地方財政改革案をまとめる予定となっているためである。

これまでの財政構造改革の顛末と同じく、財政当局（財務省）のシナリオ通りになるのか、あるいは別の展開が行われるのか、誠に興味深い。結局、これは小泉首相の能力・資質を試す試金石となるだろう。

経済財政諮問会議の基本方針

小泉内閣が誕生して間もなくの2001年6月、経済財政諮問会議は「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」をまとめて発表した。いわゆる「骨太の方針第1号」であるが、それまで森内閣のもとでは鳴かず飛ばずであった経済財政諮問会議が息を吹き返し、内閣主導のもとで政策を立案していくとの意気込みを示したものであった。その中で、地方の自立と活性化のために地方財政制度の改革が提案され、小泉内閣の政策の柱の一つに地方財政改革が位置付けられることになった。

1年後の2002年6月、基本方針の2002年版が経済財政諮問会議から発表され、まず、2002年中に福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について結論を出すこと、さらに「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめること」が決定された。2003年6月までに「三位一体の改革」案をつくることだが、ここに正式に小泉内閣の方針として閣議決定されたわけである。

総務省の構想

こうしたなかで、総務省は、まず2001年8月

30日の経済財政諮問会議に「平成14年度に向けての政策推進プラン（いわゆる片山プラン）」を提出し、税源移譲については国税と地方税との比率を1対1に改める考えを打ち出した。その後、2002年5月には「地方財政の構造改革と税源移譲について（片山試案）」を経済財政諮問会議に提出、その中で、補助金を地方税に振り替えることとし、所得税から3兆円、消費税から2.5兆円、合計5.5兆円の税源移譲案を打ち出した。さらに2002年8月には「制度・政策改革ビジョン（片山ビジョン）」、11月には「三位一体の改革について」、今年4月には「三位一体改革の進め方について」を経済財政諮問会議に提出、税源移譲の主張を繰り返してきた。

地方分権改革推進会議の動き

一方、地方分権を推進するために2001年7月、内閣府に設置された「地方分権改革推進会議（議長：西室泰三東芝会長）」は、大方の予想と期待を裏切って税財源の移譲の検討には着手せず、国から地方にやらせている事務事業の洗い直し作業に取り組むことになった。推進会議は2001年12月に「論点の中間整理」、2002年6月には「中間報告」をまとめたが、2002年6月の経済財政諮問会議の議論を踏まえ、年内に結論を出すようにとの総理の指示を受け、2002年10月、「事務事業の在り方に関する意見」をまとめて公表した。しかし、この「意見」は各省庁との意見のすり合わせが行われていない見切り発車であったため、各省庁からの反応は冷たく、その後、店ざらしとなっている。

推進会議はその後、6月の経済財政諮問会議に間に合わせるため、「三位一体の改革」のための検討を2003年1月からにわか始めることになった。

財務省の反撃

2003 年に入り、6 月の締め切りを前にして 4 月に行われた経済財政諮問会議では地方財政改革が議題となり、その席上、小泉首相が「まず三位一体の一環として、税源移譲を 1 つの突破口として、そこから一步一步歩いていけ」と指示したと竹中担当大臣が発表した。これに対して、塩川財務大臣があとから「出鱈目を言うな」と激怒する場面もあり、それまでは比較的静かに模様眺めをしていた財務省が反撃を開始した。

5 月 14 日には地方分権改革推進会議が、補助金整理にまず集中し、税源移譲は先送りする内容の小委員長試案を発表、そのあまりに財務省寄りの内容に総務大臣が推進会議の西室議長をクビにすると公に発言するまでの騒ぎとなった。ちなみに西室氏は、財務省の財政制度等審議会の会長代理、歳出合理化部会の部会長であり、小委員長の水口弘一中小企業金融公庫総裁は同部会の専門委員と、いずれも財務省と極めて近い関係にある。もっとも、その観点からすれば、経済財政諮問会議の民間議員となっている本間正明阪大教授、吉川洋東大教授はいずれも財務省の財政制度等審議会の委員（財政制度分科会会長代理、財政構造改革部会部会長）や分科会委員であり、また、税制調査会の委員や専門委員でもあり、財務省と因縁浅からぬ関係にある。

そうしたなかで、5 月 23 日、総務省が事務局を勤める「地方制度調査会」が「地方税財政のあり方についての意見」を急遽とりまとめて発表した。その内容は、国税と地方税の比率を 1 対 1 にすることをめざして税源移譲を行うこと、税源移譲を先送りすることなく、あくまで「三位一体」の改革をめざすべきことなどであり、総務省の主張を後押しする内容のものである。また、同日には全国知事会、全国市長会、中核市連絡会などが三位一体の改革を求めて、緊急アピールなどを行った。風雲急を告げているため、応援団が総動員されているわけである。

その後、5 月 25 日、塩川財務大臣は酒税、たばこ税、揮発油税の一部を移譲する案と抱き合わせで消費税の増税構造を打ち上げたが、その真意は定かではない。いずれにせよ、小泉内閣の看板政策である構造改革の重要な柱のひとつである地方財政改革がどのようなシナリオのもとに動き出すかは、注目に値する。なお、地方制度調査会の諸井虔会長は 5 月 28 日に小泉首相に面会し、23 日の意見書を手渡した。

財務省寄りの地方分権改革推進会議

地方分権を進めるはずの地方分権改革推進会議は、かねてより財務省の主張に沿った態度を続けており、税源移譲にも極めて冷淡な態度をとってきた。2002 年 10 月の「事務事業見直し」にあたっては、一部委員からはそのための財源を保証するために税源移譲に踏み込んだ意見を出すべきだとの主張が行われたが、これを封じ込めてきた。

5 月 14 日の地方分権改革推進会議の小委員長試案では、地方財政改革としてはまず補助金整理を強く求めることとし、こうした補助金整理の努力の結果を踏まえ、次は国税・地方税ともに増税を伴う税制改革を行うべきであり、税源移譲の問題はその増税の過程で検討する、という内容のものであった。これでは三位一体の改革にならないとの反発が出るのは当然であり、こんなものならば現状の方がまだましとの意見も委員から出されたという。地方制度調査会の諸井会長も 23 日の記者会見で、「財政均衡の回復は大事だが、ちょっとその色が濃すぎるのでは。『地方分権』という名前が付いているのだから分権の方向で考えてもらいたい」と注文を付けたという。

塩川大臣のアドバルーン

税源移譲の先延ばしに対して、総務省を中心に反対のキャンペーンが激しく繰り広げられていることは既に紹介したが、その効果があったのか、塩川財務大臣はたばこ、酒

税、揮発油税の税源移譲案というアドバルーンを5月25日に上げて見せた。しかし、この3税合わせても4兆7000億円であり、しかもたばこ税(約9000億円)は既に国と地方とで折半しているし、酒税は酒の生産地でなければ税収は上がらないので地域的に偏在している。さらに、揮発油税(2兆1300億円)は道路財源であり、道路族の抵抗は強いなど、難点が多い。

しかし、なによりも、本来の税源移譲は所得税などの基幹的な税を住民税化することにより、負担と受益のバランスを取り戻そうという考えがあったはずである。酒税やたばこというややわき道の税目でお茶を濁すのでは、税源移譲の本来の狙いが達成できないのではないか。

財政危機と税源移譲

さらにいえば、財務省が税源移譲に反対しているのは、「この財政危機の折りに、地方に分けてやる税源などあるものか」ということだろう。しかし、財政危機だからこそ中央集権型の財政構造を地方分権型の財政構造へと転換していかなければならない。こうした発想が財務省には全くないところが、今回の税源移譲騒動の一番の問題である。

おそらく、地方分権すれば財政危機は解消するのかと食ってかかってくるだろうが、それでは反問したい。これまで永年の財政再建の議論が行われ、どれだけの成果が挙げたのかと。1980年代の終わりから90年代の初めにかけて、一瞬、財政赤字が消えたのはまさにバブル経済の賜物であって、財政当局が努力した結果では全くない。

丁度国鉄財政再建の議論が1960年代の終わりごろから延々と続けられながらもなんら成果を生まず、結局、土光臨調による分割民営化の方針によって初めて再生したように、中央財政の再建も集権体制を維持する「国体護持派」によっては解決できないだろう。現在、総務省と財務省の間で繰り広げられている論争も、分割しなければ再生しないという発想

が双方ともに欠如しているところが最大の問題である。

政治力が問われている

6月末の経済財政諮問会議の地方財政改革案がどのようなものになるか、予断を許さない。制度の微調整ではなく、これまでの制度を根本的に改革するとなれば、各省の役人レベルでいくら相談してみてもまとまる話ではなく、政治家が信念を持って断行するしかない。総理の政治力がまさに問われているわけである。

ところが、小泉首相の言動を見てみると、とてもこうした大事業に取り組むような決意などが見受けられない。スローガンだけは次々と出てくるが、それを実現させるための具体的な行動がない。これまでの多くの改革騒ぎが、結局、財政当局の思惑とおりのものに終わったことを考えると、また、同じ結果に終わるのではないかと危惧される。

郵政改革、道路公団改革のいずれに於いても、出だしは国民になにかやるのではないかと期待を持たせて、実際には何も具体的な動きが生まれてこない。昨年の秋の道路公団民営化騒ぎは一体なんであったのか。今回の地方財政改革も同じ運命を辿ることになるのではないか。地方財政改革とは裏返して見れば中央財政改革であり、高速道路などは比べものにならない程の大問題である。それが、特別の組織をつくらずに経済財政諮問会議の場で決着をつけるというのは、あまりに安易ではないか。あるいは小泉首相は、この件は財務省に任せておけば何とかしてくれると最初から考えているのではないか。

5月28日の国会答弁で、小泉首相は「金融問題については浅学非才であり、竹中大臣を信用して任せている」と述べたが、浅学非才は金融問題だけではないのではないか。

納税者の発言力強化

既に述べたことであるが、地方財政改革、とくに税源移譲の問題は、これまでの中央集権的な財政構造を地方分権型の財政構造に根

本から改めようとするものである。その中央集権的な財政制度の中枢に位置するのが財務省であり、その財務省の力を削いでいくことが改革の基本になる。財務省の考えかたに沿っては、改革にならないことは当然のことである。

しかし、財務省だけが悪者ではない。その敵役の総務省も地方分権が徹底すれば、旧自治省から引き継いだ機能は殆ど要らなくなる。交付税の改革や地方債起債の自由化などについての消極的な姿勢は、やはり総務省も中央官庁の一員であり、改革の対象であることを示している。

さらにいえば、それでは中央省庁が悪で自治体が善かといえば、そうではない。自治体も官僚制にどっぷり使っていて、既得権を守るについては中央省庁と変りはない。むしろ、始末が悪いことがあることは、多くの住民が実感しているところである。

地方財政改革は自治体に財源を与え、自由気ままに運営させるためのものではない。税源の移譲というのは納税者である住民が自治体の運営に今以上に発言力を強めるための措

置である。自治体に楽をさせる制度改革ではなく、むしろ自治体を厳しく鍛えるための措置である。そうしたことが、これまでの議論の中では必ずしも十分明らかにされていないことが問題である。

地域経済の活性化

税源移譲をすれば問題が解決するわけではない。なによりも、税源が乏しければ移譲されたとしても財政は賄えない。したがって、次のステップとしては、地域経済を活性化し税収を増やす努力をおこなわなければならない。逆に、そうした努力をした結果が中央に吸い上げられないように、税源を移譲するわけである。つまり地方財政改革とは、地域産業政策を充実させ、税収を増やし、地域の福祉を向上させるためのインセンティブを与えるものであり、そのための条件整備ということになる。日本経済の復興のためにも、地方財政改革、とりわけ税源移譲が有効な手段となるわけだ。そうした発想なしで、単に金庫番のカネ勘定のレベルで論じていても、何も新しいものは生まれない。

《事務局から》

1 ここ1年ほど、行革国民会議の活動が変調をきたしていたことをお詫びいたします。なんとかご報告いたしましたように、国民会議事務局としては昨年秋から始まりましたインターネット新聞に期待をかけ、かなりの時間とエネルギーを割いてきました。しかし、所詮、他人様の始めたプロジェクトがうまく合うわけがなく、結局、完全に手を引くことに致しました。この間、多くの方々にご迷惑やご心配をおかけいたしました。また、会員懇談会も開催できませんでした。改めて、お詫びいたします。

2 定時総会のご案内

日時： 6月24日(火) 午後3時～5時

場所： 弘済会館 4階 椿

当日は、国民会議の予算案をご検討いただきますが、その前提として、小泉内閣の諸政策の評価、これからの国民会議の活動のあり方などについて、いろいろご意見を伺い、議論いたしたいと考えています。後半は、延び延びになっております、今後の税制改革案についてご検討いただく予定です。多くの方々のご参加をお願いいたします。

目 次

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1 有事立法を「市民有事」にさせないために | 東海大学教授 安藤 博 |
| 2 経済同友会 憲法問題調査会との懇談会報告 | 市民立法機構事務局 広瀬 稔也 |
| 3 先行き怪しい地方財政三位一体の改革 | 事務局長 並河 信乃 |